

福祉資金貸付制度 見直し素案

	制度継続の有無	対象者	貸付内容	担保不動産と限度額	所得、貯蓄額	連帯保証人
現行		65歳以上の方、 または中度以上の 障害者	・生活費 (1人8万円以内) ・医療費 (月額70万円以内) ・住宅改良費 (1件100万円程度) ・その他	・土地(売買時価の8割以 内:建物は評価額0円) ・マンション (評価額の5割以内)	基準なし ただしH23.4月より内規あり …制度の趣旨にのっとり、現金 収入や貯蓄が少なく、経済的に困 窮している者を対象とするため。 ①世帯全員が市民税非課税または 均等割のみ課税(…国制度に倣 う) ②預貯金額が国民平均貯蓄額の1/3 以下	—
案①	廃止	—	—	—	—	—
案②	継続	75歳以上	現行どおり	・土地 7割もしくはそれ 以下 ・マンション 対象外	・世帯全員が市民税非課税または 均等割のみ課税 ・預貯金額が国民平均貯蓄額の1/3 以下	要検討

- ・案①…市制度は廃止する。現利用者は経過措置(契約終了まで継続)。市および公社は類似制度の斡旋を行う。
- ・案②…対象の年齢、限度額等を縮小した上で継続する。  
(65歳以上→75歳以上、土地は8割→7割もしくはそれ以下、マンションは対象外とする。)  
なお、所得制限や貯蓄額制限を設けること、連帯保証人の有無についても要検討。